

受益者の皆様へ

ニッセイアセットマネジメント株式会社

「ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド」信託約款変更（予定）に関する決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

また平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では、「ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド」（以下、「当ファンド」といいます。）、および当ファンドの実質的な運用を行っている親投資信託である「ニッセイ／パトナム・世界代表株マザーファンド」（以下、「マザーファンド」といいます。）につきまして、下記の通り、投資信託約款（以下、「信託約款」といいます。）の変更を予定していることをお知らせいたします。

マザーファンドの運用については、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー（以下、「パトナム社」といいます。）に運用指図に関する権限を委託しておりますが、このたび、弊社による自社運用へと変更を検討しております。

パトナム社への運用指図に関する権限の委託の終了は信託約款の重大な内容の変更に該当することから、「投資信託及び投資法人に関する法律」および信託約款の規定にしたがい、書面による決議をもって信託約款の変更を実施する予定です。

つきましては、お手数ですが本書面および「書面決議参考書類」をお読みいただき、信託約款変更に関する決議の賛否および必要事項を、同封の「議決権行使書面」にご記入のうえ、弊社までご送付いただきますようお願い申し上げます。

受益者の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 予定している信託約款の変更内容

(1) 当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドに関して、パトナム社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、弊社による自社運用とすることとともない、当ファンドおよびマザーファンドの信託約款に記載されている委託に関する条項を削除するとともに、当ファンド名を「ニッセイ世界代表株ファンド」に変更するなど、所要の変更を行う予定です。

また、日本を除く「世界代表企業」の株式30銘柄程度に投資を行うことを運用の基本とするなかで、弊社による自社運用においては、各銘柄を概ね等金額投資とすること、定期的に組入銘柄を見直すこととする方針を変更し、組入銘柄の投資比率の変更および銘柄入替を柔軟に行う予定としております。

※後述の[運用方針変更のポイント]をご参照ください。

(2) 弊社による自社運用への変更に加え、当ファンドの信託報酬を年率 1.512%（税抜 1.4%）から年率 0.0648%（税抜 0.06%）引下げ、年率 1.4472%（税抜 1.34%）とする予定です。

変更後		変更前	
純資産総額に対して	年率1.4472%(税抜1.34%)	純資産総額に対して	年率1.512%(税抜1.40%)
内委託会社: (ニッセイアセットマネジメント)	年率0.594%(税抜0.55%)	内委託会社:	年率0.648%(税抜0.60%)
		内パトナム社:	年率0.324%(税抜0.30%)
		内ニッセイアセットマネジメント:	年率0.324%(税抜0.30%)
内受託会社:	年率0.0756%(税抜0.07%)	内受託会社:	年率0.0864%(税抜0.08%)

- (3) 弊社による自社運用への変更にともない、当ファンドの信託期間について、無期限から平成33年4月20日までに変更する予定です。

2. 信託約款の変更理由

当ファンドの運用については、パトナム社に運用指図に関する権限を委託しているマザーファンドを通じて、日本を除く世界各国の株式の中から、各業界をリードする「世界代表企業」の株式30銘柄程度に投資を行っております。今般、当ファンドについて、弊社において運用することによりパフォーマンス向上をめざすことといたします。これにより、当ファンドの管理の一層の効率化がはかられ、信託報酬率の引下げが可能となると判断したことから、パトナム社への運用委託を終了し、自社運用を行うこととさせていただきます。

合わせて、自社運用の一般的な株式運用ファンドと同様に運営・管理を適切に行うために、信託期間に期限を設けさせていただきます。なお、受益者に有利と認められる場合に信託期間を延長することができる規定を追加します。

3. 書面による決議の手続きおよび日程

① 受益者様の確定	平成27年10月22日
② 議決権行使期間	平成27年10月22日から平成27年11月16日まで
③ 書面による決議の日 (信託約款変更の可否決定日)	平成27年11月18日
④ 信託約款変更の効力発生日(予定)	平成28年1月20日

- ① 書面による決議は、平成27年10月22日時点で、当ファンドを保有されている受益者（弊社を除く。）の皆様を対象としております。（10月22日時点での受益権口数が議決権の数となります。）
- ② 対象となる受益者の皆様は、上記の議決権行使期間中に、ニッセイアセットマネジメント株式会社に対し、本書面に同封してお届けしております「議決権行使書面」をもって、本決議における議決権を行使ください。
- ③ 本決議は、議決権を行使できる受益者（弊社を除く。）の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。前述に満たず否決された場合は信託約款の変更は行いません。行わない場合は、信託約款の変更を行わない旨を、書面による決議の日以降速やかに受益者の皆様にお知らせいたします。信託約款変更に関する決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、上記書面による決議の日の翌日以降、弊社ホームページ (<http://www.nam.co.jp/>) にて掲載いたします。
- ④ 信託約款が変更される場合、その変更の効力が発生するのは平成28年1月20日となります。

4. 書面による決議の方法

同封の「議決権行使書面」に、当ファンドの信託約款変更について賛成または反対される旨等をご記入のうえ以下の宛先にご送付ください（同封の返信用封筒をご利用ください）。

平成27年11月16日弊社到着分までを有効とさせていただきます。

なお、本決議におきまして議決権を行使されない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は、信託約款変更賛成するものとさせていただきます。

宛先 〒100-8219 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命丸の内ビル
ニッセイアセットマネジメント株式会社 投資信託企画部 約款担当
(同封の返信用封筒は料金受取人払専用のため、別の郵便番号となっています。)

ご注意いただきたい事項

- 本手続きにあたり、お客様に関する情報を販売会社および委託会社（弊社）が共有することがあります。なお、本手続きにともない取得した個人情報には書面による決議に関する事務を処理するためだけに利用し、それ以外の目的には使用いたしません。
- 同一受益者の方が重複して議決権を行使された場合で、議決権行使の内容が異なる場合は、全ての議決権に関して無効とさせていただきますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 賛否の表示のない議決権行使書面は、賛成の表示があるものとしてお取扱いいたします。
- 議決権行使書面に不備または不明な点がある場合、確認のご連絡を差し上げることがありますので、ご了承ください。

5. 反対された受益者の受益権買取請求の不適用について

当ファンドは、受益者が換金請求された際に、委託会社が信託契約の一部を解約することにより、公正な価格をもって支払いに応じることができます。そのため、信託約款の重大な変更等を行う場合の書面による決議において反対された受益者からの受益権買取請求は適用されないこととしております。

（平成26年12月1日の法令等改正施行にともない、不適用とする信託約款変更を行っております。）

議決権行使期間中また期間終了後においても、信託約款変更への賛否にかかわらず、販売会社においては通常通り、ご購入およびご換金のお申込みを受付けいたします。

以上

＜本書面に関するお問合せは＞

ニッセイアセットマネジメント株式会社 コールセンター

電話番号 0120-762-506（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

[運用方針変更のポイント]

* 信託約款（マザーファンド）記載事項

- ・ 各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目標とするとしていましたが、組入銘柄の投資比率の変更を柔軟に行う予定です。
- ・ 短期的な銘柄の入替えは原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行うとしていましたが、銘柄入替えを適宜行う予定です。

* 目論見書記載事項

- ・ 世界を米州、欧州等、アジア・オセアニアの3地域に分割し、各地域別の投資比率は1／3ずつを基本とし、各地域の銘柄数を10銘柄程度とするとしていましたが、地域別銘柄数比率について制限を設けない予定です。

書面決議参考書類

1. 投資信託約款の変更の案

当ファンドが主要投資対象としているマザーファンドに関して、委託会社（弊社）とパトナム社との運用指図に関する権限の委託契約を解除し、弊社による自社運用とすることにとめない、当ファンドおよびマザーファンドの信託約款に記載されている委託に関する条項を削除するとともに、当ファンド名を「ニッセイ世界代表株ファンド」に変更するなど、信託約款の該当条文について所要の変更を行います。日本を除く「世界代表企業」の株式30銘柄程度に投資を行うことを運用の基本とするなかで、弊社による自社運用においては、各銘柄を概ね等金額投資とすること、定期的に組入銘柄を見直すこととする方針を変更し、組入銘柄の投資比率の変更および銘柄入替を柔軟に行います。また、当ファンドの信託報酬を年率1.512%（税抜1.4%）から年率0.0648%（税抜0.06%）引下げ、年率1.4472%（税抜1.34%）とするとともに、信託期間を無期限から平成33年4月20日までに変更いたします。

別紙の投資信託約款変更新旧対照表をご参照ください。

2. 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、または受益権の価値に重大な影響を与えるおそれがあるときは、その変更または影響の内容および相当性に関する事項

該当事項はありません。

3. 投資信託約款の変更がその効力を生ずる日

平成28年1月20日

4. 投資信託約款の変更の中止に関する条件を定めるときは、その条件

信託約款の変更の書面による決議が、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数の賛成を得られない場合には、信託約款の変更は中止されます。

5. 投資信託約款の変更をする理由

当ファンドの運用については、パトナム社に運用指図に関する権限を委託しているマザーファンドを通じて、日本を除く世界各国の株式の中から、各業界をリードする「世界代表企業」の株式30銘柄程度に投資を行っております。今般、当ファンドについて、委託会社（弊社）において運用することによりパフォーマンス向上をめざすこととします。これにより、当ファンドの管理の一層の効率化がはかられ、信託報酬率の引下げが可能となると判断したことから、パトナム社への運用委託を終了し、自社運用を行うこととします。

合わせて、自社運用の一般的な株式運用ファンドと同様に運営・管理を適切に行うために、信託期間に期限を設けます。なお、受益者に有利と認められる場合に信託期間を延長することができる規定を追加します。

6. 投資信託約款の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

該当事項はありません。

「ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド」信託約款変更に関するQ & A

Q 1. なぜ信託約款変更を行うのですか？

A 1. 当ファンドでは、運用指図に関する権限をパトナム社に委託しておりますが、今般、弊社において運用することによりパフォーマンス向上をめざすことといたします。これにより、当ファンドの管理の一層の効率化がはかられ、信託報酬率の引下げが可能となると判断したことから、パトナム社への運用委託を終了し、自社運用を行うこととさせていただきます。合わせて、自社運用の一般的な株式運用ファンドと同様に運営・管理を適切に行うために、信託期間に期限を設けさせていただきます。信託約款の記載内容に変更が生じることから、信託約款変更を行う予定としております。

Q 2. 何か手続きをしなければならないのですか？

A 2. 同封の「議決権行使書面」に信託約款変更に対する賛否のご意向等を記載いただき、平成 27 年 11 月 16 日（必着）までに、ニッセイアセットマネジメント株式会社までご送付ください（同封の返信用封筒をご利用ください）。ただし、お手続きをいただかない場合（「議決権行使書面」をご返送いただかない場合）は、賛成するものとさせていただきます。

Q 3. 「書面による決議」とは何ですか？

A 3. 書面による決議とは、受益者の皆様に信託約款変更の賛否を問うために行われるものです。議決権を行使することができる受益者の議決権口数の3分の2以上の賛成をもって可決されます。上記の議決権口数による賛成を得られず、本決議が否決された場合は、当ファンドの信託約款変更は行いません。

Q 4. どの時点の受益者に議決権があるのですか？

A 4. この書面による決議は、平成 27 年 10 月 22 日時点の受益者の方（平成 27 年 10 月 20 日までに取得の申込みをされた方を含みます。）を対象としており、対象の受益者の方に本状をお送りしています。平成 27 年 10 月 21 日以降に当ファンドの取得申込をいただき、受益権を取得した受益者の方および 10 月 20 日以前の申込みによって換金された受益者の方につきましては、議決権はございませんのでご了承ください。

Q 5. 運用はいつから切り替わるのですか？

A 5. 信託約款の変更が可決された場合、その変更の効力が発生する平成 28 年 1 月 20 日から、弊社による自社運用に切り替わることとなります。

Q 6. ファンド名が変わると、新聞表記は変わりますか？

A 6. 変更はありません。これまでと同様に日本経済新聞朝刊に「世界代表」の名称で基準価額が掲載されます。

追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド」
投資信託約款変更新旧対照表

* 下線は変更部分を示します。

新	旧
(ファンド名称) ニッセイ世界代表株ファンド	(ファンド名称) ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド
運用の基本方針	運用の基本方針
2. 運用方法	2. 運用方法
(1) 投資対象 ニッセイ世界代表株 マザーファンドの受益証券を 主要投資対象とします。 なお直接、株式等に投資を行う場合があります。	(1) 投資対象 ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファンドの 受益証券を主要投資対象とします。 なお直接、株式等に投資を行う場合があります。
(2) 投資態度	(2) 投資態度
① ニッセイ世界代表株 マザーファンドを通じて 実質的に主として日本を除く世界各国の株式に分 散投資を行います。	① ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファン ドを通じて実質的に主として日本を除く世界各 国の株式に分散投資を行います。
②～④ (略)	②～④ (略)
(略)	(略)
3. 収益分配方針	3. 収益分配方針
(略)	(略)
① 分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益(ニッセイ世界代表株 マ ザーファンドの信託財産に属する配当等収益のう ち、信託財産に属するとみなした額を含みます。)お よび売買益(評価益を含みます。ただし、ニッセイ 世界代表株 マザーファンドの信託財産に属する配 当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を 除きます。)等の全額とします。	① 分配対象額の範囲 経費控除後の配当等収益(ニッセイ／パトナム・ 世界代表株 マザーファンドの信託財産に属する配 当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額を含 みます。)および売買益(評価益を含みます。ただし、 ニッセイ／パトナム・世界代表株 マザーファン ドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属 するとみなした額を除きます。)等の全額とします。
②～③ (略)	②～③ (略)
追加型証券投資信託 ニッセイ世界代表株ファンド 約 款	追加型証券投資信託 ニッセイ／パトナム・世界代表株ファンド 約 款
(信託期間)	(信託期間)
第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成33年4 月20日までとします。	第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第49条第 1項、第50条第1項、第51条第1項、または第53条 第2項の規定による信託終了日または投資信託契約 解約の日までとします。
(受益権の申込単位および価額等)	(受益権の申込単位および価額等)
第12条 取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法 第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行 なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2 条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下 同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受 益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取 得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ 世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」 にしたがって契約(以下「別に定める契約」とい います。)を結んだ受益権の取得申込者に対しては、1 口単位をもって取得申込に応じることができるもの とします。	第12条 取扱販売会社(委託者の指定する金融商品取引法 第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行 なう者および委託者の指定する金融商品取引法第2 条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下 同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受 益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を1 口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取 得申込に応じます。ただし、別に定める「ニッセイ ／パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累 積)投資約款」にしたがって契約(以下「別に定め る契約」といいます。)を結んだ受益権の取得申込 者に対しては、1口単位をもって取得申込に応じること ができるものとします。
②～⑦ (略)	②～⑦ (略)
(運用の指図範囲等)	(運用の指図範囲等)
第16条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセット マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信 託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセ イ世界代表株 マザーファンド」(以下、「マザーファ	第16条 委託者は、信託金を、主としてニッセイアセット マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信 託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセ イ／パトナム・世界代表株 マザーファンド」(以下、

新	旧
<p>ンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の134の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(信託期間の延長)</p> <p>第56条の2 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。</p> <p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第56条の3 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>附則第1条 約款第12条第1項の「ニッセイ世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「ニッセイ世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとし、</p>	<p>「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p>(略)</p> <p>(信託報酬等の総額および支弁の方法)</p> <p>第42条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第39条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の140の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 委託者は、主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から毎計算期末到来後または投資一任契約終了時に支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する「ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド」の時価総額に年10,000分の30の率を乗じて得た金額とします。</p> <p>(新設)</p> <p>(運用報告書に記載すべき事項の提供)</p> <p>第56条の2 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>附則第1条 約款第12条第1項の「ニッセイ/パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ/パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合「ニッセイ/パトナム・世界代表株ファンド自動けいぞく(累積)投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとし、</p>

**親投資信託「ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド」
投資信託約款変更新旧対照表**

新	旧
<p>(ファンド名称) ニッセイ世界代表株 マザーファンド</p> <p align="center">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>(ファンド名称) ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド</p> <p align="center">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(略)</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 短期的な銘柄の入替えは原則として行わず、定期的に組入銘柄の見直しを行います。</p> <p>⑤ 運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限(国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。)を委託します。</p>

新	旧
<p>(削除)</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;">親投資信託 ニッセイ世界代表株 マザーファンド 約 款</p> <p>(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本受益証券には、「ニッセイ世界代表株 マザーファンド」という名称を付します。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第15条 委託者は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(運用の権限委託)</p> <p>第18条 (削除)</p> <p>(信託業務の委託等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. (略)</p>	<p>⑥ <u>各銘柄への資産配分は、概ね等金額投資となることを目標とします。なお、定期的に各銘柄の組入比率を調整しますが、組入銘柄の株価変動等に伴い等金額投資を維持できない場合があります。</u></p> <p>⑦～⑨ (略)</p> <p style="text-align: center;">親投資信託 ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド 約 款</p> <p>(受益証券の発行および種類ならびに受益証券不所持の申出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 本受益証券には、「ニッセイ/パトナム・世界代表株 マザーファンド」という名称を付します。</p> <p>④～⑩ (略)</p> <p>(運用の指図範囲等)</p> <p>第15条 委託者(第18条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、本条、第17条、第19条から第28条まで、第30条、第34条から第35条までについて同じ。)は、信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(運用の権限委託)</p> <p>第18条 <u>委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。ただし、国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー</u> <u>アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ポスト・オフィス・スクエア1</u></p> <p>② <u>前項の委託を受けた者が受ける報酬は、この信託を投資対象とする証券投資信託の委託者が、当該証券投資信託にかかる信託報酬のうち当該委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その額については当該証券投資信託の信託約款において定めるものとします。</u></p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。</u></p> <p>(信託業務の委託等)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>1. ～2. (略)</p> <p>3. 委託者(第18条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。)のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務</p> <p>4. (略)</p>